

大阪市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する要綱の一部を改正する
要綱

大阪市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 この要綱における用語の定義は、法及びこれに基づく命令の例によるほか、次の各号に定めるところによる。 (1) 登録住宅性能評価機関等 大阪市手数料条例施行規則（昭和40年大阪市規則第38号） <u>第5条の3各号</u> に定める者をいう。 〔(2) 略〕 (3) 省エネ適合判定通知書 法 <u>第11条第6項</u> に規定する適合判定通知書をいう。 〔削る〕 <u>(4)</u> 〔略〕 <u>(5)</u> 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。） <u>第24条第1項</u> の規定による建築物	(用語の定義) 第2条 〔同左〕 (1) 登録住宅性能評価機関等 大阪市手数料条例施行規則（昭和40年大阪市規則第38号） <u>第5条の3第3項各号及び第5項各号</u> に定める者をいう。 〔(2) 同左〕 (3) 省エネ適合判定通知書 法 <u>第12条第6項</u> に規定する適合判定通知書をいう。 <u>(4)</u> 検査済証 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証をいう。 <u>(5)</u> 〔同左〕 <u>(6)</u> 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。） <u>第25条第1項</u> の規定による建

エネルギー消費性能向上計画の認定の通知書をいう。

(認定の申請)

第3条 法第29条第1項又は第31条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、省令第20条第1項又は第26条に規定する申請書の正本及び副本各1通に、省令第20条第1項又は第26条に規定する図書（第5条第1項の規定により技術的審査を受けた場合は、当該技術的審査を行った登録住宅性能評価機関等が審査を終了した旨の押印があるもの。）を添付して市長に提出しなければならない。

2 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出をしようとする者は、前項に定めるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本2通（同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の対象となる建築物である場合（同条第7項に規定する適合判定通知書（以下「構造計算適合判定通知書」という。）又はその写しを提出する場合を除く。）は副本3通）を併せて市長に提出しなければならない。

[削る]

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知書をいう。

(認定の申請)

第3条 法第34条第1項又は第36条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、省令第23条第1項又は第27条に規定する申請書の正本及び副本各1通に、省令第23条第1項又は第27条に規定する図書（第5条第1項の規定により技術的審査を受けた場合は、当該技術的審査を行った登録住宅性能評価機関等が審査を終了した旨の押印があるもの。）を添付して市長に提出しなければならない。

2 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出をしようとする者は、前項に定めるもののほか、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本2通（同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の対象となる建築物である場合（同条第7項に規定する適合判定通知書（以下「構造計算適合判定通知書」という。）又はその写しを提出する場合を除く。）は副本3通）を併せて市長に提出しなければならない。

3 法第41条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、省令第30条第1項に規定する申請書の正本及び副本各1通に、同項に規定する図書（第5条第2項の規定により技術的審査を受けた場合は、当該技術的審査を行った登録住宅性能評価機関等

(計画の通知等)

第4条 市長は、法第30条第2項の申出を受けたときは、同条第3項の規定により、第1号様式による建築物エネルギー消費性能向上計画通知書に当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を添付して建築主事に通知するものとする。

2 市長は、法第30条第2項の申出を受けた場合において、当該申出に係る建築物が構造計算適合性判定の対象となる建築物であるとき（構造計算適合判定通知書又はその写しの提出があった場合を除く。）は、大阪府知事又は建築基準法第18条の2第1項に規定する国土交通大臣若しくは大阪府知事の指定を受けた者の構造計算適合性判定を受けるものとする。

[3 略]

(登録住宅性能評価機関等の技術的審査)

第5条 法第29条第1項又は第31条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画のうち、次の各号に掲げる基準への適合性について、登録住宅性能評価機関等の技術的審査を受けることができる。

- (1) 法第30条第1項第1号に規定する建築物のエネルギー消費性能に関する基準
- (2) 法第30条第1項第2号に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に記載さ

が審査を終了した旨の押印があるもの。)を添付して市長に提出しなければならない。

(計画の通知等)

第4条 市長は、法第35条第2項の申出を受けたときは、同条第3項の規定により、第1号様式による建築物エネルギー消費性能向上計画通知書に当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を添付して建築主事に通知するものとする。

2 市長は、法第35条第2項の申出を受けた場合において、当該申出に係る建築物が構造計算適合性判定の対象となる建築物であるとき（構造計算適合判定通知書又はその写しの提出があった場合を除く。）は、大阪府知事又は建築基準法第18条の2第1項に規定する国土交通大臣若しくは大阪府知事の指定を受けた者の構造計算適合性判定を受けるものとする。

[3 同左]

(登録住宅性能評価機関等の技術的審査)

第5条 法第34条第1項又は第36条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画のうち、次の各号に掲げる基準への適合性について、登録住宅性能評価機関等の技術的審査を受けることができる。

- (1) 法第35条第1項第1号に規定する建築物のエネルギー消費性能に関する基準
- (2) 法第35条第1項第2号に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に記載さ

れた事項が基本方針に照らして適切なものであることに関する基準			れた事項が基本方針に照らして適切なものであることに関する基準		
(3) 法第30条第1項第3号に規定する資金計画に関する基準			(3) 法第35条第1項第3号に規定する資金計画に関する基準		
[削る]			<u>2</u> 法第41条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、当該申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について、登録住宅性能評価機関等の技術的審査を受けることができる。		
(添付図書)			(添付図書)		
第6条 省令第20条第1項に規定する市長が必要と認める <u>図書</u> は、次の表の(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表の(イ)欄に定めるものとする。			第6条 省令第23条第1項に規定する市長が必要と認める <u>図書及び省令第30条第1項に規定する市長が必要と認める図書</u> は、次の表の(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表の(イ)欄に定めるものとする。		
	(ア)	(イ)		(ア)	(イ)
[略]			[同左]		
[削る]			<u>(2)</u>	前条第2項の規定により登録住宅性能評価機関等の技術的審査を受けた場合	当該技術的審査を行った登録住宅性能評価機関等が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証するため交付する適合証の写し
[削る]			<u>(3)</u>	法第41条第1項の規定による認	建築物エネルギー消費性能

				定の申請をする 際に建設住宅性 能評価書を活用 して建築物エネ ルギー消費性能 基準に適合して いることを説明 する場合	基準に適合し ている旨が確 認できる建設 住宅性能評価 書の写し
[削る]			<u>(4)</u>	法第41条第1項 の規定による認 定の申請をする 際に省エネ適合 判定通知書を活 用して建築物エ ネルギー消費性 能基準に適合し ていることを説 明する場合	建築物エネル ギー消費性能 基準に適合し ている旨が確 認できる省エ ネ適合判定通 知書の写し及 び検査済証の 写し
[削る]			<u>(5)</u>	法第41条第1項 の規定による認 定の申請をする 際に低炭素建築 物新築等計画認 定通知書を活用 して建築物エネ ルギー消費性能 基準に適合して いることを説明 する場合	建築物エネル ギー消費性能 基準に適合し ている旨が確 認できる低炭 素建築物新築 等計画認定通 知書の写し及 び検査済証の 写し
[削る]			<u>(6)</u>	法第41条第1項 の規定による認	建築物エネル ギー消費性能

				定の申請をする 際に建築物エネ ルギー消費性能 向上計画認定通 知書を活用して 建築物エネルギー 消費性能基準 に適合している ことを説明する 場合	基準に適合し ている旨が確 認できる建築 物エネルギー 消費性能向上 計画認定通知 書の写し及び 検査済証の写 し
<u>(2)</u>	法第29条第1項 又は第31条第1 項の規定による 認定の申請に係 る建築物が複合 建築物である場 合	[略]	<u>(7)</u>	法第34条第1項 又は第36条第1 項の規定による 認定の申請に係 る建築物が複合 建築物である場 合	[同左]
<u>(3)</u>	[略]	[略]	<u>(8)</u>	[同左]	[同左]
(申請の取り下げ) 第7条 法第29条第1項又は第31条第1項の 規定による認定を受ける前に当該申請を取 り下げようとする者は、第2号様式による 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 申請取り下げ届の正本及び副本各1通を市 長に提出しなければならない。 2 前項の場合において、法第30条第2項の 規定による申出をしているときは、前項に 定めるもののほか、大阪市建築基準法施行 細則（昭和35年大阪市規則第42号）第8条 の2第1項に規定する届出書及び当該建築 物エネルギー消費性能向上計画の認定申請			(申請の取り下げ) 第7条 法第34条第1項又は第36条第1項の 規定による認定を受ける前に当該申請を取 り下げようとする者は、第2号様式による 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 申請取り下げ届の正本及び副本各1通を市 長に提出しなければならない。 2 前項の場合において、法第35条第2項の 規定による申出をしているときは、前項に 定めるもののほか、大阪市建築基準法施行 細則（昭和35年大阪市規則第42号）第8条 の2第1項に規定する届出書及び当該建築 物エネルギー消費性能向上計画の認定申請		

に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の副本を併せて市長に提出しなければならない。 [3 略] [削る] (建築等の取りやめ) 第8条 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめようとする者は、<u>第4号様式</u>による認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書の正本及び副本各1通に、認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書を添付して市長に提出しなければならない。 2 前項の場合において、<u>法第30条第2項</u>の規定による申出をしているときは、前項に定めるもののほか、大阪市建築基準法施行細則第9条第1項に規定する届出書及び当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の副本を併せて市長に提出しなければならない。 [3 略] (認定しない旨の通知) 第9条 市長は、<u>法第29条第1項又は第31条第1項</u>の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、<u>法第30</u>	に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の副本を併せて市長に提出しなければならない。 [3 同左] <u>4</u> 法第41条第1項の規定による認定を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、第4号様式による建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取り下げ届の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。 (建築等の取りやめ) 第8条 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめようとする者は、<u>第5号様式</u>による認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書の正本及び副本各1通に、認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書を添付して市長に提出しなければならない。 2 前項の場合において、<u>法第35条第2項</u>の規定による申出をしているときは、前項に定めるもののほか、大阪市建築基準法施行細則第9条第1項に規定する届出書及び当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の副本を併せて市長に提出しなければならない。 [3 同左] (認定しない旨の通知) 第9条 市長は、<u>法第34条第1項又は第36条第1項</u>の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、<u>法第35</u>
---	--

<u>条第1項</u>に規定する認定基準に適合しないと認めるときは、<u>第5号様式</u>による建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書により申請者に通知するものとする。	<u>条第1項</u>に規定する認定基準に適合しないと認めるときは、<u>第6号様式</u>による建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書により申請者に通知するものとする。
[削る]	<u>2</u> 市長は、法第41条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が、建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めるときは、<u>第7号様式</u>による建築物のエネルギー消費性能に係る認定をしない旨の通知書により申請者に通知するものとする。
(報告の徴収)	(報告の徴収)
第10条 法<u>第32条</u>の規定により報告を求められた認定建築主は、<u>第6号様式</u>による認定建築物エネルギー消費性能向上計画に関する状況報告書により市長に報告しなければならない。	第10条 法<u>第37条</u>の規定により報告を求められた認定建築主は、<u>第8号様式</u>による認定建築物エネルギー消費性能向上計画に関する状況報告書により市長に報告しなければならない。
2 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事を完了したときは、速やかに<u>第7号様式</u>による認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書により、工事が完了した旨を市長に報告しなければならない。	2 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事を完了したときは、速やかに<u>第9号様式</u>による認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書により、工事が完了した旨を市長に報告しなければならない。
[削る]	<u>3</u> 法第43条第1項の規定により報告を求められた法第41条第2項の認定を受けた者は、<u>第10号様式</u>による基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書により市長に報告しなければならない。
(改善命令)	(改善命令)
第11条 法<u>第33条</u>の規定による改善命令は、	第11条 法<u>第38条</u>の規定による改善命令は、

第8号様式による認定建築物エネルギー消費性能向上計画に関する改善命令書により行う。

(調査の協力)

第12条 法第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による認定の申請をしようとする者又は認定建築主は、本市が行う建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る調査に協力しなければならない。

[削る]

(認定の取消し)

第13条 法第34条の規定による認定の取消しは、第9号様式による認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書により行う。

[削る]

(軽微な変更該当していることの証明)

第13条の2 省令第28条の規定による軽微な変更該当していることの証明の申請をしようとする者は、第10号様式による建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が省令第25条の軽微な変更(以下「軽微な変更」という。)に該当することを証する図書(次項の規定によ

第11号様式による認定建築物エネルギー消費性能向上計画に関する改善命令書により行う。

(調査の協力)

第12条 法第34条第1項若しくは第36条第1項の規定による認定の申請をしようとする者又は認定建築主は、本市が行う建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る調査に協力しなければならない。

2 法第41条第1項の規定による認定の申請をしようとする者又は同条第2項の認定を受けた者は、本市が行う建築物のエネルギー消費性能に係る認定等に係る調査に協力しなければならない。

(認定の取消し)

第13条 法第39条の規定による認定の取消しは、第12号様式による認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書により行う。

2 法第42条の規定による認定の取消しは、第13号様式による基準適合認定建築物の認定取消通知書により行う。

(軽微な変更該当していることの証明)

第13条の2 省令第29条の規定による軽微な変更該当していることの証明の申請をしようとする者は、第13号の2様式による建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が省令第26条の軽微な変更(以下「軽微な変更」という。)に該当することを証する図書(次項の規定

り技術的審査を受けた場合は、当該技術的審査を行った登録住宅性能評価機関等が審査を終了した旨の押印があるもの。)を添付して市長に提出しなければならない。

2 省令第28条の規定による軽微な変更^{に該当していることの証明の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更^{に該当することについて、登録住宅性能評価機関等の技術的審査を受けることができる。}}

3 第1項の場合において、前項の規定により技術的審査を受けたときは、当該技術的審査を行った登録住宅性能評価機関等が軽微な変更^{に該当している旨を証するため交付する書面の写しを併せて市長に提出しなければならない。}

4 市長は、省令第28条の規定による軽微な変更^{に該当していることの証明の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更^{に該当すると認めるときは、第11号様式}}による建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更^{該当証明書を当該申請をした者に交付するものとする。}

5 市長は、省令第28条の規定による軽微な変更^{に該当していることの証明の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更^{に該当しないと認めるときは、第12号様式}}による建築物エネルギー消費性能向

により技術的審査を受けた場合は、当該技術的審査を行った登録建築物エネルギー消費性能判定機関が審査を終了した旨の押印があるもの。)を添付して市長に提出しなければならない。

2 省令第29条の規定による軽微な変更^{に該当していることの証明の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更^{に該当することについて、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けることができる。}}

3 第1項の場合において、前項の規定により技術的審査を受けたときは、当該技術的審査を行った登録建築物エネルギー消費性能判定機関が軽微な変更^{に該当している旨を証するため交付する書面の写しを併せて市長に提出しなければならない。}

4 市長は、省令第29条の規定による軽微な変更^{に該当していることの証明の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更^{に該当すると認めるときは、第13号の3様式}}による建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更^{該当証明書を当該申請をした者に交付するものとする。}

5 市長は、省令第29条の規定による軽微な変更^{に該当していることの証明の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更^{に該当しないと認めるときは、第13号の4様式}}による建築物エネルギー消費性

上計画の軽微な変更該当しない旨の通知書により当該申請をした者にその旨を通知するものとする。 (認定等の証明) 第14条 認定建築物エネルギー消費性能向上計画であることの証明書の交付を受けようとする者は、<u>第13号様式</u>による認定建築物エネルギー消費性能向上計画であることの証明願を市長に提出しなければならない。 2 前項の証明書は、<u>第14号様式</u>による認定建築物エネルギー消費性能向上計画であることの証明書によるものとする。 [削る] [削る] 第1号様式（第4条関係）（A4） [様式 別紙2 挿入] [削る] <u>第4号様式</u>（第8条関係）（A4） [様式 略] <u>第5号様式</u>（第9条関係）（A4） [様式 別紙5 挿入] [削る] <u>第6号様式</u>・<u>第7号様式</u> [略] [削る]	能向上計画の軽微な変更該当しない旨の通知書により当該申請をした者にその旨を通知するものとする。 (認定等の証明) 第14条 認定建築物エネルギー消費性能向上計画であることの証明書の交付を受けようとする者は、<u>第14号様式</u>による認定建築物エネルギー消費性能向上計画であることの証明願を市長に提出しなければならない。 2 前項の証明書は、<u>第15号様式</u>による認定建築物エネルギー消費性能向上計画であることの証明書によるものとする。 <u>3</u> 基準適合認定建築物であることの証明書の交付を受けようとする者は、第16号様式による基準適合認定建築物であることの証明願を市長に提出しなければならない。 <u>4</u> 前項の証明書は、第17号様式による基準適合認定建築物であることの証明書によるものとする。 第1号様式（第4条関係）（A4） [様式 別紙1 挿入] <u>第4号様式</u>（第7条関係）（A4） [様式 別紙3 挿入] <u>第5号様式</u>（第8条関係）（A4） [様式 同左] <u>第6号様式</u>（第9条関係）（A4） [様式 別紙4 挿入] <u>第7号様式</u>（第9条関係）（A4） [様式 別紙6 挿入] <u>第8号様式</u>・<u>第9号様式</u> [同左] <u>第10号様式</u>（第10条関係）（A4） [様式 別紙7 挿入]
--	---

<u>第8号様式</u> （第11条関係）（A4） [様式 別紙9 挿入] <u>第9号様式</u> （第13条関係）（A4） [様式 別紙11 挿入] [削る] <u>第10号様式</u> （第13条の2関係）（A4） [様式 別紙14 挿入] <u>第11号様式</u> （第13条の2関係）（A4） [様式 別紙16 挿入] <u>第12号様式</u> （第13条の2関係）（A4） [様式 別紙18 挿入] <u>第13号様式</u> （第14条関係）（A4） [様式 別紙20 挿入] <u>第14号様式</u> （第14条関係）（A4） [様式 別紙22 挿入] [削る] [削る]	<u>第11号様式</u> （第11条関係）（A4） [様式 別紙8 挿入] <u>第12号様式</u> （第13条関係）（A4） [様式 別紙10 挿入] <u>第13号様式</u> （第13条関係）（A4） [様式 別紙12 挿入] <u>第13号の2様式</u> （第13条の2関係）（A4） [様式 別紙13 挿入] <u>第13号の3様式</u> （第13条の2関係）（A4） [様式 別紙15 挿入] <u>第13号の4様式</u> （第13条の2関係）（A4） [様式 別紙17 挿入] <u>第14号様式</u> （第14条関係）（A4） [様式 別紙19 挿入] <u>第15号様式</u> （第14条関係）（A4） [様式 別紙21 挿入] <u>第16号様式</u> （第14条関係）（A4） [様式 別紙23 挿入] <u>第17号様式</u> （第14条関係）（A4） [様式 別紙24 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前的大阪市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する要綱第13号の2様式及び第14号様式による用紙は、この要綱による改正後の大阪市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

第 号

年 月 日

建築物エネルギー消費性能向上計画通知書

大阪市建築主事 様

大阪市長

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第 2 項（同法第36条第 2 項において準用する場合を含む。）による申出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり建築物エネルギー消費性能向上計画を通知します。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付年月日

年 月 日

3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

4 認定に係る建築物の位置

5 建築物エネルギー消費性能向上計画

別添のとおり

第 号

年 月 日

建築物エネルギー消費性能向上計画通知書

大阪市建築主事 様

大阪市長

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）による申出がありましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり建築物エネルギー消費性能向上計画を通知します。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付年月日

年 月 日

3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

4 認定に係る建築物の位置

5 建築物エネルギー消費性能向上計画

別添のとおり

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取り下げ届

年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所

氏名

年 月 日付け（受付番号第 号）で認定の申請を行った大阪市 区
における建築物について、大阪市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等
に関する要綱第7条第4項の規定に基づき、次の理由により申請を取り下げま
す。

記

理 由

（注意）

申請者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の
氏名を記載してください。

建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のあった大阪市 区

における建築物エネルギー消費性能向上計画は、次の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の基準に適合しないため、大阪市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する要綱第9条第1項の規定に基づき認定しないことを通知します。

記

理 由

（注意）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のあった大阪市 区

における建築物エネルギー消費性能向上計画は、次の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の基準に適合しないため、大阪市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する要綱第9条第1項の規定に基づき認定しないことを通知します。

記

理 由

（注意）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

建築物のエネルギー消費性能に係る認定をしない旨の通知書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のあった大阪市 区

における建築物は、次の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第3号の基準に適合しないため、大阪市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する要綱第9条第2項の規定に基づき認定しないことを通知します。

記

理 由

（注意）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書

年 月 日

大阪市長 様

認定を受けた者 住 所

氏 名

年 月 日付け（認定番号第 号）で認定を受けた大阪市 区

における建築物について、大阪市建築物エネルギー消費性能
向上計画の認定等に関する要綱第10条第3項の規定に基づき、次のとおり報告
します。

記

報告の内容

（注意）

認定を受けた者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び
代表者の氏名を記載してください。

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に関する改善命令書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（認定番号第 号）で認定した大阪市 区

における建築物エネルギー消費性能向上計画について、
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第38条の規定に基づき、次のとおり必要な改善の措置をとることを命令する。

記

命令しようとする措置及びその期限

（注意）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に関する改善命令書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（認定番号第 号）で認定した大阪市 区

における建築物エネルギー消費性能向上計画について、
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第33条の規定に基づき、次のとおり必要な改善の措置をとることを命令する。

記

命令しようとする措置及びその期限

（注意）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（認定番号第 号）で認定した大阪市 区

における建築物エネルギー消費性能向上計画について、
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条の規定に基づき、次の理由により認定を取り消しましたので通知します。

記

理 由

（注意）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（認定番号第 号）で認定した大阪市 区

における建築物エネルギー消費性能向上計画について、
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条の規定に基づき、次の理由により認定を取り消しましたので通知します。

記

理 由

（注意）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

基準適合認定建築物の認定取消通知書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（認定番号第 号）で認定した大阪市 区

における建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第42条の規定に基づき、次の理由により認定を取り消しましたので通知します。

記

理 由

（注意）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明申請書

(第一面)

年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所

氏 名

大阪市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する要綱第13条の2第1項の規定に基づき、次の建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。

記

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定】

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第

号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年 月 日

3 変更の概要

(注意)

- 1 申請者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 第二面から第五面までとして、変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。）について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第三十三の第二面から第四面まで及び第六面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第三十三の(注意) 1. から 5. まで及び 7. (2. ③、3. ①及び 5. ①を除く。) に準じて記入してください。

建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明申請書

(第一面)

年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所

氏 名

大阪市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する要綱第13条の2
第1項の規定に基づき、次の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が建築物
のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条の軽微な変更
に該当していることを証する書面の交付を申請します。

記

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定】

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年 月 日

3 変更の概要

(注意)

- 1 申請者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 第二面から第五面までとして、変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第二十七の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第二十七の(注意)に準じて記入してください。

建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のあった大阪市 区

における次の建築物エネルギー消費性能向上計画
（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の
向上等に関する法律施行規則第26条の軽微な変更該当していることを証明し
ます。

記

直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第 号

直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年 月 日

建 築 面 積 m²

延 べ 面 積 m²

建 築 物 の 階 数 (地上) 階 (地下) 階

建 築 物 の 用 途

☐非住宅建築物 ☐複合建築物

()

構 造 造 一部 造

建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のあった大阪市 区

における次の建築物エネルギー消費性能向上計画
の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条
の軽微な変更該当していることを証明します。

記

直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第 号

直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年 月 日

建 築 面 積 m²

延 べ 面 積 m²

建 築 物 の 階 数 (地上) 階 (地下) 階

建 築 物 の 用 途

☐非住宅建築物 ☐一戸建ての住宅

☐共同住宅等 ☐複合建築物

()

構 造 造 一部 造

建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する旨の通知書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のあった大阪市 区

における建築物エネルギー消費性能向上計画

（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、次の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条の軽微な変更に関する旨の通知書のため、大阪市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する要綱第13条の2第5項の規定に基づき軽微な変更に関する旨の通知書

記

理 由

建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する旨の通知書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のあった大阪市 区

における建築物エネルギー消費性能向上計画

の変更は、次の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
施行規則第25条の軽微な変更に関する旨のため、大阪市建築物エネルギー消費
性能向上計画の認定等に関する要綱第13条の2 第5項の規定に基づき軽微な変
更に該当しないことを通知します。

記

理 由

認定建築物エネルギー消費性能向上計画であることの証明願 年 月 日 大阪市長 様 申請者 住所 氏名 大阪市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する要綱第14条第 1 項の規定に基づき、次のとおり認定建築物エネルギー消費性能向上計画であることの証明書の交付を申請します。	
認定建築主の住所	
認定建築主の氏名	
認定に係る建築物の位置	
認定に係る建築物の構造	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書	年 月 日 第 号
※ 確認済証	年 月 日 第 号
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書	年 月 日 第 号
※ 計画変更に係る確認済証	年 月 日 第 号
備考	
提出先	
提出理由	

※ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第 2 項に基づく申出があった場合のみ記入

注 申請者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

認定建築物エネルギー消費性能向上計画であることの証明願 年 月 日 大阪市長 様 申請者 住所 氏名 大阪市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する要綱第14条第 1 項の規定に基づき、次のとおり認定建築物エネルギー消費性能向上計画であることの証明書の交付を申請します。	
認定建築主の住所	
認定建築主の氏名	
認定に係る建築物の位置	
認定に係る建築物の構造	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書	年 月 日 第 号
※ 確認済証	年 月 日 第 号
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書	年 月 日 第 号
※ 計画変更に係る確認済証	年 月 日 第 号
備考	
提出先	
提出理由	

※ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第 2 項に基づく申出があった場合のみ記入

注 申請者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

認定建築物エネルギー消費性能向上計画であることの証明書	
申請者 住所 氏名 様	
認定建築主の住所	
認定建築主の氏名	
認定に係る建築物の位置	
認定に係る建築物の構造	
建築物エネルギー消費性能向上 計画認定通知書	年 月 日 第 号
※ 確認済証	年 月 日 第 号
建築物エネルギー消費性能向上 計画変更認定通知書	年 月 日 第 号
※ 計画変更確認済証	年 月 日 第 号
備考	

※ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項に基づく申
出があった場合のみ記入

第 号
年 月 日

上記のとおり証明します。

大阪市長

認定建築物エネルギー消費性能向上計画であることの証明書	
申請者 住所 氏名 様	
認定建築主の住所	
認定建築主の氏名	
認定に係る建築物の位置	
認定に係る建築物の構造	
建築物エネルギー消費性能向上 計画認定通知書	年 月 日 第 号
※ 確認済証	年 月 日 第 号
建築物エネルギー消費性能向上 計画変更認定通知書	年 月 日 第 号
※ 計画変更確認済証	年 月 日 第 号
備考	

※ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項に基づく申
出があった場合のみ記入

第 号
年 月 日

上記のとおり証明します。

大阪市長

基準適合認定建築物であることの証明願 年 月 日 大阪市長 様 申請者 住所 氏名 大阪市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する要綱第14条 第3項の規定に基づき、次のとおり基準適合認定建築物であることの証明 書の交付を申請します。	
認定を受けた者の住所	
認定を受けた者の氏名	
認定に係る建築物の位置	
認定に係る建築物の構造	
建築物のエネルギー消費性能に係 る認定通知書	年 月 日 第 号
備考	
提出先	
提出理由	

注 申請者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の
氏名を記載してください。

基準適合認定建築物であることの証明書	
申請者 住所	
氏名 様	
認定を受けた者の住所	
認定を受けた者の氏名	
認定に係る建築物の位置	
認定に係る建築物の構造	
建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書	年 月 日 第 号
備考	

第 号

年 月 日

上記のとおり証明します。

大阪市長